

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成21年2月12日(2009.2.12)

【公表番号】特表2008-524408(P2008-524408A)

【公表日】平成20年7月10日(2008.7.10)

【年通号数】公開・登録公報2008-027

【出願番号】特願2007-547246(P2007-547246)

【国際特許分類】

C 08 J 5/00 (2006.01)

G 11 B 7/253 (2006.01)

G 11 B 7/24 (2006.01)

C 08 G 64/28 (2006.01)

【F I】

C 08 J 5/00 C F D

G 11 B 7/24 5 2 6 G

G 11 B 7/24 5 3 1 Z

C 08 G 64/28

【手続補正書】

【提出日】平成20年12月4日(2008.12.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

連続射出成形過程の最初の5分間で製造された対応する射出成形品から100mmの距離において測定される電場の全体値が-30~0kV/m、好ましくは-20~0kV/mであることを特徴とする支持材料。

【請求項2】

連続射出成形過程の180~185分後における対応する射出成形品から100mmの距離において測定される電場の値が0~+25kV/m、特に好ましくは0~18kV/mであることを特徴とする、請求項1記載の支持材料。

【請求項3】

被覆される透明な成形品用の請求項1または2記載の支持材料。

【請求項4】

請求項1~3記載の支持材料としてのポリカーボネート。

【請求項5】

成形品および押出物の製造用の請求項1~4記載の支持材料の使用。

【請求項6】

請求項1~4記載の支持材料から得られ得る成形品および押出物。

【請求項7】

請求項1~4記載の支持材料から得られ得る光学データ記憶媒体または拡散スクリーン。